

十日町市長 関口芳史 様

十日町市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小林 彰

十日町市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年6月24日付け十企第275号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

十日町市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月6日付け十企第3号により行った「非公開」の決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公文書の公開請求

令和4年3月25日、審査請求人は、十日町市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「第1回 Snow Rich tokamachi! 雪国居住空間コンテスト」（以下「コンテスト」という。）の審査協議の録画データの公開を求める公文書公開請求をした。

2 実施機関の決定

令和4年4月6日、実施機関は、請求のあった審査内容は市の機関内部における審議の意思決定過程に関する情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障が生ずるおそれがあるとして、非公開とすることを決定し、審査請求人に文書で通知した（本件処分）。

3 審査請求

令和4年4月12日、審査請求人は、本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年6月24日、実施機関は、条例第14条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

5 審査会からの主張書面等提出の求め

令和4年7月20日、当審査会は実施機関に対し、非公開とした理由の詳細に係る主張書面及びコンテストの応募要領の提出を求め、同年8月1日、実施機関は当審査会に対し、当該求めに応じた書類（以下「実施機関の追加書面」という。）を提出した。

また、令和4年8月2日、当審査会は、実施機関の追加書面を審査請求人に送付し、同月30日、審査請求人は当審査会に対し、主張書面（以下「審査請求人の追加書面」という。）を提出した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、実施機関の弁明書に対する反論書及び審査請求人の追加書面において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 コンテストにおいて受賞することで多額の補助金が受けられるにもかかわらず、当該コンテストの審査発表は順位だけの発表で、その順位付けの経緯、根拠等の説明が一切なく、厳正な審査が行われたのか疑問である。市と利害関係のある者を選定する際は、選定・順位付けの根拠を明確にすべきである。また、コンテストの審査協議を非公開とすることについても事前の説明がなく、書面への記載も一切確認できない。
- 2 公正又は適正な意思決定が行われたのであれば、公開したとしてもその決定に支障が生じるおそれはないと考えられることから、公開すべきである。
- 3 行政が行う設計プロポーザルでは、審査結果として、順位だけでなく採点された点数や講評が公開されることが多く、公開・非公開にかかわらず専門的な立場から責任をもって発言ができるのが専門家である。
- 4 他自治体で実施しているような指定管理者の選定方法と同様に、項目に従い採点しているのであれば、公平性・透明性・客観性を保つために、その点数を公表すべきであり、採点によらないのであれば、審査の視点に従い、具体的な評価を公表すべきである。具体的な採点や評価が公表されず、審査協議過程の公表もされない運営方法では、たとえ不正があっても隠すことができる。市は厳正に審査されていたことを示すためにも審査協議の過程を公表すべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び実施機関の追加書面において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 コンテストの審査員は公正かつ客観的な意見を述べる役割を担っていることから、自由かつ率直な意見交換を保障するために、審査協議の過程を非公開とするものである。
- 2 審査協議の過程が公開されると、受賞しなかったプランの提案者や利害関係人が、自己に不利な評価をした審査員に対して、正当な評価がされなかったとの不服や批判を申し立てる可能性が高まる懸念がある。
- 3 上記により審査員は心理的圧迫感を抱き、率直な意見を述べることや意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、審査協議の過程は公開すべきでない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が非公開とした決定を取り消し、コンテストの審査協議の録画データの公開を求めるとしてなされたものである。以下、実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件請求文書の非公開決定について

審査協議の結果が公表される可能性があるとする、実施機関が主張するように、審査員が心理的圧迫感を抱き、率直な意見を述べることができず、自由かつ率直な意見交換ができなくなるおそれがあると考ええる。この心理的圧迫感は、審査員が専門家であるか否かを問わないものである。

加えて、本コンテストの募集要領に記載の「審査の視点」では、「積雪時に施設に滞在してみたいと思わせるインパクトがあるアイデア」や「雪の楽しさを再認識することができるアイデア」といった視点が示されているが、これらは客観的な評価が難しいものである。審査員の主観的評価を客観的に説明することは困難であり、このような主観的評価が公表されれば、客観的な指標による評価が公表された時以上に、実施機関が主張するような不服や批判の申立てといった事態を招きかねない。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 その他

本件処分が妥当であるか否かとは別の問題として、受賞結果の根拠や理由等について説明や具体的講評がなかった点については、審査請求人の主張に一定の理由があるものと考ええる。今後同様のコンテストを開催する際は、審査結果の発表や講評等を工夫することが望ましいと考えることを申し添える。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和4年6月24日	実施機関の諮問書、実施機関の弁明書及び審査請求人の弁明に対する意見書（反論書）を収受
令和4年7月15日	審査会開催（第1回）
令和4年7月20日	審査会が実施機関に対して主張書面等の提出を依頼
令和4年8月1日	実施機関の追加書面を収受
令和4年8月2日	審査会が審査請求人に対して主張書面等の提出を依頼
令和4年8月30日	審査請求人の追加書面を収受
令和4年9月29日	審査会開催（第2回）
令和4年10月28日	答申の決定（委員による書面の確認）

審査会（第1回）出席委員

会長 小林彰 副会長 高橋俊雄 委員 庭野政義 委員 樋口京子 委員 福原貴美子

審査会（第2回）出席委員

会長 小林彰 副会長 高橋俊雄 委員 庭野政義 委員 樋口京子 委員 福原貴美子